

# オンライン学会発表におけるコンテンツガイドライン

2020年10月19日

公益社団法人日本化学会  
第101春季年会実行委員会

オンラインによる学会発表は、著作権法上の「公衆送信」にあたると考えられます。オンライン学会発表におけるスライド等の資料の著作権は、発表者に帰属します。発表に用いられた資料が第三者の著作権その他の権利および利益の侵害問題を生じさせた場合、発表者が一切の責任を負うこととなります。

本ガイドラインは、著作権侵害を避けるために参照すべき留意点等をまとめたものです。本ガイドラインを参考としつつ、発表者自身で十分な検討を行ってください。

## 1. 他人が著作権を有する画像や、他者が撮影した写真・映像等は使用しないこと。

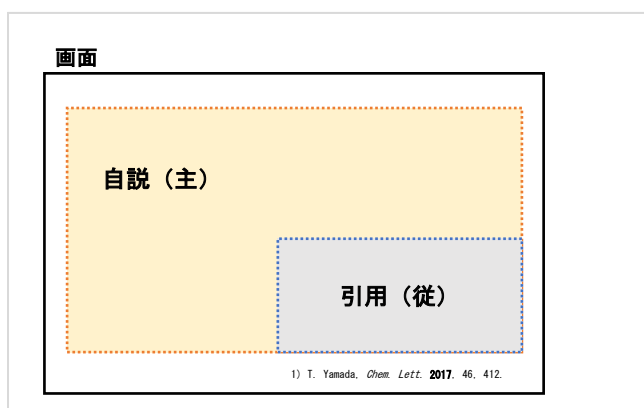
原則、使用を控えましょう。インターネット上で「無料」「著作権フリー」として公開されていても注意が必要です。著作権者が誰であるかの情報や権利関係が明確で、第三者に無断転載されたものではなく、本当に自由な使用が許諾されているのか確認できなければ、使用を控えるべきです。発表において不可欠な場合は、関係する著作権者および著作隣接権の権利者から許諾を得て、指定された条件に従い使用する必要があります。

## 2. 引用に際しては、以下の要件を満たすこと。

- ① 引用する著作物が公表されていること。未公表の著作物ではないこと。
- ② 引用する文章の長さや図表の数量が、客観的に見て必要な範囲内となっていること。
- ③ 質・量ともに、自らの著作物が『主』で、引用する著作物が『従』であること。

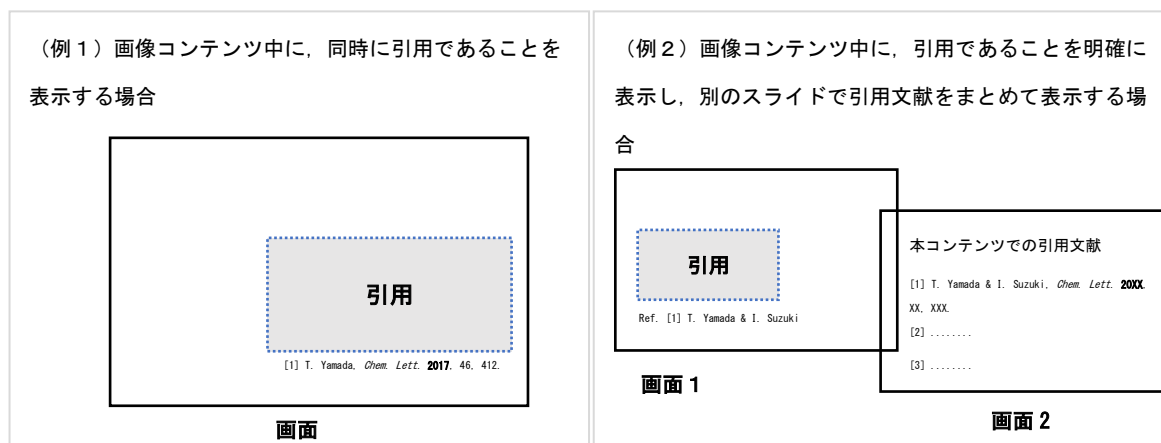
発表スライド中に他の著作物を掲載する場合は、1枚のスライドの中に、掲載理由や自説が『主』となるよう配置することが必要です。他者の論文の図表のみを1枚のスライドの中に大きく掲載するような場合、他者の著作物が『主』となってしまう、“引用”の範囲から外れると判断される可能性があります。

(イメージ)



- ④ 引用部分と自らの著作物の区分を明確にし、引用元の著作物名、発行年など出典を必ず明記すること。

#### 引用の出典明記の例



- ⑤ 原則として改変を加えず、原型を保持して掲載すること。

原則、引用する部分には改変を加えてはいけません。ただし、図表の大きさを少し変えたり、フォントを変更したりする程度であれば、翻案や改変行為にはあたらないと考えられます。また、図や表に記載されている数値や事実そのものは著作物にはあたらないため、図や表そのものを引用するのではなく、数値や事実のみを利用するのも有効です。

むやみに改変を加えると、原著者の意に反する場合、刑事罰に係る罰則が設けられている著作者人格権に抵触する恐れがあります。

### 3. 単行本から引用する場合は特に注意すること

論文とは異なり、単行本に掲載されている図やイラストは、出版社が作成し出版社が著作権を保有しているケースが多々あります。そのため、引用する際は文章の著者だけでなく、出版社にも事前に問い合わせる必要な許諾を得ることが望ましいでしょう。また、本の表紙を掲載する場合も同様に出版社へ問い合わせ、指定された条件のもとに使用してください。

謝辞：本ガイドラインの作成にあたり、一般社団法人電子情報通信学会様、一般社団法人学術著作権協会様の取り組みを参考にさせて頂きました。ここに厚くお礼申し上げます。